

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

自己の都合による 1 か月未満の退職の場合 80%、1 か月以上 2 か月未満での退職の場合 50%、2 か月以上 3 か月未満での退職の場合 20%を紹介手数料から返金する。

※また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。